

愛媛県災害時福祉避難所等人的支援体制の概要

【目的】

災害時における福祉避難所等の円滑な運営を図るため、人的支援体制の充実を図ることを目的とする。

【経緯】

熊本地震において、福祉避難所等における要配慮者に対する支援が十分でなかったとの課題が明らかになったことから、平成29年度に県、市町、関係団体で構成される愛媛県災害時福祉支援地域連携協議会を開催し、本県の課題の抽出や対応策の検討を経て、人的支援体制構築について合意形成。

【体制】

以下の3つの仕組みから成る愛媛県災害時福祉避難所等人的支援体制を構築することとし、県、市町、関係団体が連携して支援体制の本格運用を進める。

●愛媛県災害時福祉避難所等人的支援体制

1 災害時要配慮者支援チーム

高齢者、障がい者等多様な支援を必要とする要配慮者に対し、多業種の専門職から成るチームにより、被災地のニーズに応じた支援を提供する。

<チーム編成>

- ・医療、看護、リハビリ、介護、福祉の多業種の専門職から成る支援チーム（医師、看護師、理学療法士、介護福祉士、社会福祉士、栄養士ほか）
- ・県からの要請に基づいて県内外の被災地にチームを派遣
- ・愛媛J R A Tの11団体に加え、社会福祉施設団体からもメンバー候補者を募集し、チーム人員を充実強化

<チーム運営>

- ・支援活動実績のある愛媛県災害リハビリテーション連絡協議会（愛媛J R A T）が中心となってチームを運営
- ・愛媛J R A Tと県、関係団体の3者が協働しチームの体制の充実を図る

<活動内容>

- ・避難生活から仮住まい、生活再建に至るまで時間経過に応じた支援を提供
- ・避難生活の支援においては、各避難所を巡回し、避難所環境改善に関する助言から、相談支援、生活介助まで幅広く支援
- ・チームメンバー候補者は県が愛媛J R A Tに委託し実施する研修を受講

<費用負担>

派遣経費は県が負担

2 災害時福祉人材マッチング制度

福祉避難所等において不足が見込まれる要配慮者を直接支援する人材を確保するため、災害時に支援活動に従事できる福祉専門職を募集しマッチングを行う。

<マッチング方法>

- ・市町が求める災害時福祉人材を関係団体やホームページ等を通じて広く募集
- ・応募者の情報を県から市町に提供し、市町が登録者として決定

2-① 災害時福祉人材（現役の福祉専門職）

<活動内容>

- ・発災後、一般避難所や福祉避難所において、要配慮者に対する日常生活支援（移動支援、食事介助など）や心のケア、相談支援等を実施

<費用負担>

派遣費用は市町が負担（災害救助法適用時は国、県負担）

2-② 災害時福祉ボランティア人材（福祉専門職の離職者・O B）

<活動内容>

- ・発災後、一般避難所や福祉避難所において、2-①の支援活動を補助

<費用負担>

派遣費用なし（無償ボランティア）

3 災害時福祉人材派遣要請

災害発生後、福祉避難所等において福祉支援人材が不足する場合に関係団体に派遣を要請する。

<派遣要請方法>

- ・平時の福祉人材確保策や災害ボランティア等による支援によっても、発災後に福祉人材が不足する場合に緊急的に実施

<活動内容>

避難所における要配慮者に対する支援等

<費用負担>

派遣費用は派遣先市町が負担（災害救助法適用時は国、県負担）